

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

「イットリウム-90 微小球体を用いた選択的内照射療法の
治験適正使用マニュアル」の周知について

診療用放射性同位元素使用器具の医療法上の取扱いについては「医療法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 21 号）が令和 7 年 3 月 25 日に公布及び施行され、その趣旨については「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（令和 7 年 3 月 25 日付け医政発 0325 第 17 号厚生労働省医政局長通知）により、使用に当たり留意すべき事項については「「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について」（令和 7 年 7 月 22 日付け医政発 0722 第 2 号厚生労働省医政局長通知。以下「留意事項通知」という。）により、周知しているところです。

今般、留意事項通知において、追って周知する予定としていた「関係学会等が作成するガイドライン」が別添のとおり作成されました。貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係団体及び管下医療機関に周知方お願いします。